

令和 8 年度和歌山県立高等学校における学習者用端末の販売業務
端末販売業者募集要項

1 概要

(1) 件名

令和 8 年度和歌山県立高等学校における学習者用端末の販売業務

(2) 業務内容

仕様書のとおりとする。

2 参加資格に関する事項

参加できる事業者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和 5 年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成 20 年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (5) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和 5 年和歌山県告示第 1000 号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が、「大分類『18 物品調達』の小分類『01 物品販売』」で認定されていること。
- (6) 仕様書の要件を満たす端末を販売することができる者

3 スケジュール

- ・公募開始 令和 7 年 10 月 31 日（金）から
- ・質問期限 令和 7 年 11 月 14 日（金）17 時まで
- ・質問への回答期日 令和 7 年 11 月 21 日（金）17 時まで
- ・必要書類の提出期限 令和 7 年 11 月 28 日（金）17 時まで
- ・結果通知 令和 7 年 12 月 12 日（金）まで

4 質問及び回答について

質問事項がある場合は、質問票（様式 5）を提出すること。

(1) 質問期限

令和 7 年 11 月 14 日（金）17 時まで

(2) 提出先

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課
e5015001@pref.wakayama.lg.jp

(3) 提出方法

電子メールにより（1）の期限内に提出すること。
なお、質問期限を過ぎて提出された質問票は一切受け付けない。

(4) 質問への回答

令和 7 年 11 月 21 日（金）17 時までに、和歌山県教育庁教育総務局教育政策課のホーム

ページにおいて公開する。なお、審査基準に関する質問、他の応募者からの提案書類提出状況に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため一切受け付けない。

5 提出書類について

(1) 提出書類及び提出方法

■ 書面で提出する書類

- ・次に掲げる①～⑥を提出期限内に郵送または持参により必要部数提出すること。
- ・本社から委任を受けて申請する場合は、⑦委任状も併せて提出すること。
- ・書類はすべてA4サイズとすること。

①申請書（様式1）【1部】

②誓約書（様式2）【1部】

③端末販売方法確認票（様式3）【1部】

④仕様確認票（様式4）【1部】

- ・販売する端末の仕様書（任意様式）を添付すること。

⑤見積書（任意様式）【1部】

- ・端末の単価を記載すること。
- ・宛名は「和歌山県知事 宮崎 泉」とし、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

⑥参加者の概要が分かるもの（会社案内等）【2部】

⑦委任状（本社以外から申請する場合）【1部】

■ データで提出する書類

- ・次に掲げる①～③を提出期限内に電子メールにより提出すること。
- ・ファイルサイズが8MBを超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスを利用する際に要するURLの提供を提出先に電子メールで依頼すること。

①端末販売方法確認票（様式3）

②仕様確認票（様式4）

- ・販売する端末の仕様書（任意様式）を添付すること。

③見積書（書面と同じもの）

(2) 提出期限

令和7年11月28日（金）17時まで（必着）

(3) 提出先

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課（担当者：波床）
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 南別館6階
電子メール e5015001@pref.wakayama.lg.jp

(4) その他

- ア 提出書類の作成及び提出に要する経費は、参加者の負担とする。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 一旦提出された提出書類の事業者都合による差替え、追加及び削除は、原則として認めない。
- エ 期限を過ぎて提出された書類は一切受け付けない。
- オ 書類提出後、必要な協議には柔軟に応じること。

6 審査

(1) 審査方法

書類審査や応募者の提案により採用の可否を決定する。なお、提案の日時等については

別途連絡する。

(2) 審査基準

募集要項及び仕様書に適合した内容を確実に履行できるか。

(3) 審査結果の通知

事業者にもメールにて通知する。

(4) 審査結果の公表方法及び内容

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課のホームページにて採用事業者の名称を公表する。

(5) その他

ア 提出書類を提出後、端末販売までの期間中に、参加者に入札参加資格停止等の事由が生じた場合は、本件に関する販売資格を失うものとする。

イ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに和歌山県に連絡するとともに、書面により届け出ること。

7 失格事由

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

(1) 「2 参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない場合

(2) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(3) 本募集要項及び仕様書に示された条件に適合しない場合

(4) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(5) 提出書類に虚偽の記載がある場合

(6) その他審査の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 協定

採用した事業者と和歌山県は、協議の上で仕様書の内容等を確定し、協定を締結する。本協定をもって業務に従事するものとする。

9 その他

(1) 採用された事業者は和歌山県と十分協議を行いながら業務を進めること。

(2) 特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任の一切は、参加者が負う。

(3) 提出された関係書類は「和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号）」に基づき、情報公開の対象となる。

10 問い合わせ先

担当課 和歌山県教育庁教育総務局教育政策課

担当者 波床・大橋

住 所 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地 南別館 6 階

電 話 073-441-3648

F A X 073-432-4517

電子メール e5015001@pref.wakayama.lg.jp